

各 位

会社名 小林製薬株式会社

代表者 代表取締役社長 小林 章浩

コード番号 4967 東証第1部

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成27年5月25日開催の取締役会において、平成27年6月26日開催予定の第97期定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 今後の当社の更なる事業拡大に備えるため、現行定款第2条(目的)につきまして、「飲食業」を追加するものであります。
- (2) 今後の事業拡大および取締役会の監督機能強化に備えるため、現行定款第20条(取締役の員数) につきまして、10名以内から12名以内に変更を行うものであります。
- (3)「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)の施行に伴い、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)および社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが可能となりました。適切な人材の招聘を容易にし、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、現行定款第24条(取締役の責任免除)および第36条(監査役の責任免除)につきまして、所要の変更を行うものであります。

2. 変更内容

変更内容は次のとおりであります。

(下線の部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
第1条 (条文省略)	第1条 (現行どおり)
(目的) 第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. ~6. (条文省略) (新設) 7. ~21. (条文省略)	(目的) 第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 1.~6. (現行どおり) <u>7.</u> <u>飲食業</u> <u>8.~22.</u> (現行どおり)
第3条~第19条 (条文省略)	第3条~第19条 (現行どおり)
_	(取締役の員数) 第20条 当会社の取締役は、 <u>12名</u> 以内とする。 第21条~第23条 (現行どおり)

現行定款 変更案 第24条 第24条 (現行どおり) (条文省略) ②当会社は、社外取締役との間で会社法第423 ②当会社は、取締役(業務執行取締役等であ 条第1項の賠償責任について、会社法第425 るものを除く。) との間で会社法第423条第1 項の賠償責任について、会社法第425条第1項 条第1項各号に定める金額の合計額を限度と する契約を締結することができる。 各号に定める金額の合計額を限度とする契約 を締結することができる。 第25条~第35条 第25条~第35条 (条文省略) (現行どおり) (監査役の責任免除) (監査役の責任免除) 第36条 (条文省略) 第36条 (現行どおり) ②当会社は、社外監査役との間で会社法第423 ②当会社は、監査役との間で会社法第423条第 条第1項の賠償責任について、会社法第425 1項の賠償責任について、会社法第425条第1 条第1項各号に定める金額の合計額を限度と 項各号に定める金額の合計額を限度とする契

第37条~第44条

3. 日程

第37条~第44条

定款変更のための定時株主総会開催日 2015 年 6 月 26 日 (金) 定款変更の効力発生予定日 2015 年 6 月 26 日 (金)

する契約を締結することができる。

(条文省略)

以上

約を締結することができる。

(現行どおり)

- 本件に関するお問合せ先 -

小林製薬株式会社 広報総務部 大阪 TEL 06-7711-0505 東京 TEL 03-5602-9913